

制定	現行（参考）
<p style="text-align: right;">制定 20160531 商局第1号 平成28年6月17日</p> <p style="text-align: center;">使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p> <p>電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第73条の4に規定する使用前自主検査及び規則第76条に規定する使用前自己確認の方法について、その解釈は下記のとおりとする。 （削る）</p> <p>なお、使用前自主検査及び使用前自己確認の方法は、この解釈に限定されるものではなく、十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合すると判断することとする。</p>	<p style="text-align: right;">20121122 商局第3号 平成24年11月30日 一部改正 20130214 商局第1号 平成25年 3月14日</p> <p style="text-align: center;">電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p> <p>電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第73条の4に規定する使用前自主検査の十分な方法について、その解釈を下記のとおり制定し、平成25年1月1日から適用する。 また、「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」（平成23年9月1日付け平成23・06・23原院第1号、NISA-234a-11-3）は、平成24年12月31日に廃止する。 なお、同条に規定する使用前自主検査の十分な方法は、この解釈に限定されるものではなく、同条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同条に適合するものと判断することとする。</p>
<p>I. 使用前自主検査の方法</p> <p>1. 水力発電所</p> <p>A. 土木関係</p> <p>A-1 (略)</p> <p>A-2 完成後の高さが15メートル以上のダムについて、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとする時に行う検査（以下「湛水検査」という。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 現地確認検査</p> <p>a.・b. (略)</p> <p>c. 取水口ゲート</p> <p style="padding-left: 2em;">取水口ゲートの検査方法及び判定基準については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-2 湛水検査 (3) 現地確認検査 b. 洪水吐きゲートその他の放流設備」のうち、b-1からb-5までの検査方法及び判定基準の規定に準ずる。この場合において、「外観（その他の放流設備を含む。）」とあるのは「外観」と、「洪水吐きゲート」とあるのは「取水口ゲート」と読み替えるものとする。</p> <p>d. ~f. (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>1. 水力発電所</p> <p>A. 土木関係</p> <p>A-1 (略)</p> <p>A-2 完成後の高さが15メートル以上のダムについて、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとする時に行う検査（以下「湛水検査」という。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 現地確認検査</p> <p>a.・b. (略)</p> <p>c. 取水口ゲート</p> <p style="padding-left: 2em;">(a) 検査方法 「b. 洪水吐きゲートその他の放流設備」の検査に準ずる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(b) 判定基準 「b. 洪水吐きゲートその他の放流設備」の検査に準ずる。</p> <p>d. ~f. (略)</p>

制定	現行（参考）
<p>A-3 工事の計画に係る全ての工事が完了した時に行う検査（以下「工事完了時検査」という。）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 導水路 鋼製の水路橋、サイホン及び内張管の検査については、以下の a. から c. までに加えて、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (8) 水圧管路」のうち、b. から d. までの規定に準ずる。</p> <p>a. ～c. (略)</p> <p>(6) 放水路 (a) 検査方法 ①放水路については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (5) 導水路」の規定に準ずる。 ② (略) ③揚水発電所の放水口については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (3) 取水設備」の規定に準ずる。</p> <p>(b) 判定基準 ①放水路については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (5) 導水路」の規定に準ずる。 ② (略) ③揚水発電所の放水口については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (3) 取水設備」の規定に準ずる。</p> <p>(7) ヘッドタンク又はサージタンク a. (略) b. 外観 (a) (略) (b) 判定基準 「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査」のうち、(5) 導水路及び (8) 水圧管路の規定に準ずる。</p> <p>c. ・d. (略)</p> <p>(8) 水圧管路 a. ～c. (略) d. 溶接 溶接の検査方法及び判定基準については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-2 湛水検査 (3) 現地確認検査 b. 洪水吐きゲートその他の放流設備 b-2 鋼構造物の非破壊検査」の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。</p> <p>e. (略)</p> <p>(9) 水車及び揚水用ポンプ a. ～e. (略) f. 揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験</p>	<p>A-3 工事の計画に係る全ての工事が完了した時に行う検査（以下「工事完了時検査」という。）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 導水路 鋼製の水路橋、サイホン及び内張管の検査については、以下の項目に加えて、「(8) 水圧管路 b. 外観、c. 振動及び d. 溶接」を準用する。</p> <p>a. ～c. (略)</p> <p>(6) 放水路 (a) 検査方法 ①放水路については「(5) 導水路」に準ずる。 ② (略) ③揚水発電所の放水口については「(3) 取水設備」に準ずる。</p> <p>(b) 判定基準 ①「(5) 導水路」に準ずる。 ② (略) ③「(3) 取水設備」に準ずる。</p> <p>(7) ヘッドタンク又はサージタンク a. (略) b. 外観 (a) (略) (b) 判定基準 「(5) 導水路」及び「(8) 水圧管路」に準ずる。</p> <p>c. ・d. (略)</p> <p>(8) 水圧管路 a. ～c. (略) d. 溶接 (a) 検査方法 「A-2 湛水検査 (3) 現地確認検査 b. 洪水吐きゲートその他の放流設備 b-2 鋼構造物の非破壊検査」に準ずる。 (b) 判定基準 「A-2 湛水検査 (3) 現地確認検査 b. 洪水吐きゲートその他の放流設備 b-2 鋼構造物の非破壊検査」に準ずる。</p> <p>e. (略)</p> <p>(9) 水車及び揚水用ポンプ a. ～e. (略) f. 揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験</p>

制定	現行（参考）
<p><u>揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験の検査方法及び判定基準については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9) 水車及び揚水用ポンプ c. 水車油圧低下等急停止試験」の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。</u></p> <p>g. (略)</p> <p>h. 揚水負荷試験（入力試験）  <u>揚水負荷試験（入力試験）の検査方法及び判定基準については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9) 水車及び揚水用ポンプ e. 負荷試験（出力試験）」の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p>	<p>(a) 検査方法  <u>「c. 水車油圧低下等急停止試験」に準じて行うものとする。</u></p> <p>(b) 判定基準  <u>「c. 水車油圧低下等急停止試験」に準じる。</u></p> <p>g. (略)</p> <p>h. 揚水負荷試験（入力試験）  (a) 検査方法  <u>「e. 負荷試験（出力試験）」に準じて行うものとする。</u>  (b) 判定基準  <u>「e. 負荷試験（出力試験）」に準ずる。</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p>
<p>B. 電気関係  (1) 外観検査  (a) 検査方法  検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技」という。）に適合していることを目視により確認する。  なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第19条第10項）</u></p> <p>② <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という。）第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条）</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第23条）</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第34条、第35条）</u></p> <p>⑦ <u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第36条）</u></p> <p>⑧ <u>水力発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第37条）</u></p> <p>⑨ <u>水力発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第38条）</u></p> <p>⑩ <u>水力発電所の周囲の柵、塀等の高さ柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第38条）</u></p> <p>⑪ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第40条）</u></p> <p>⑫ <u>発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第42条、第43条）</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>B. 電気関係  (1) 外観検査  (a) 検査方法  検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技」という。）に適合していることを目視により確認する。  なお、判定基準の①、②、③、⑨、⑫、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という。）第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条）</u></p> <p>② <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第23条）</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第34条、第35条）</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第36条）</u></p> <p>⑦ <u>水力発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第37条）</u></p> <p>⑧ <u>水力発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第38条）</u></p> <p>⑨ <u>水力発電所の周囲の柵、塀等の高さ柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第38条）</u></p> <p>⑩ <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第19条第8項）</u></p> <p>⑪ <u>発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第42条、第43条）</u></p> <p>⑫ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第40条）</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

制定	現行（参考）
(削る)	<p>(7) <u>水車油圧低下等急停止試験</u>  <u>(a) 検査方法</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ c. 水車油圧低下等急停止試験」と同様とする。  <u>(b) 判定基準</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ c. 水車油圧低下等急停止試験」と同様とする。</p> <p>(8) <u>負荷遮断試験（調速機試験）</u>  <u>(a) 検査方法</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ d. 負荷遮断試験（調速機試験）」と同様とする。  <u>(b) 判定基準</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ d. 負荷遮断試験（調速機試験）」と同様とする。</p> <p>(9) <u>揚水用ポンプ入力遮断試験</u>  <u>(a) 検査方法</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ g. 揚水用ポンプ入力遮断試験」と同様とする。  <u>(b) 判定基準</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ g. 揚水用ポンプ入力遮断試験」と同様とする。</p> <p>(10) <u>揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験</u>  <u>(a) 検査方法</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ f. 揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験」と同様とする。  <u>(b) 判定基準</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ f. 揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験」と同様とする。</p> <p>(11) <u>負荷試験（出力試験）</u>  <u>(a) 検査方法</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ e. 負荷試験（出力試験）」と同様とする。  ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。  <u>(b) 判定基準</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ e. 負荷試験（出力試験）」と同様とする。</p> <p>(12) <u>揚水負荷試験（入力試験）</u>  <u>(a) 検査方法</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ h. 揚水負荷試験（入力試験）」と同様とする。  <u>(b) 判定基準</u>  「A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ h. 揚水負荷試験（入力試験）」と同様とする。</p>

制定	現行（参考）														
<p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11)その他の各種試験  <u>次の表の左欄に掲げる各種試験の検査方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。</u>  <u>ただし、「③負荷試験（出力試験）」において、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="103 611 1486 926"> <thead> <tr> <th>各種試験の種類</th> <th>準用する「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ」の各種試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①水車油圧低下等急停止試験</td> <td>c. 水車油圧低下等急停止試験</td> </tr> <tr> <td>②負荷遮断試験（調速機試験）</td> <td>d. 負荷遮断試験（調速機試験）</td> </tr> <tr> <td>③負荷試験（出力試験）</td> <td>e. 負荷試験（出力試験）</td> </tr> <tr> <td>④揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験</td> <td>f. 揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験</td> </tr> <tr> <td>⑤揚水用ポンプ入力遮断試験</td> <td>g. 揚水用ポンプ入力遮断試験</td> </tr> <tr> <td>⑥揚水負荷試験（入力試験）</td> <td>h. 揚水負荷試験（入力試験）</td> </tr> </tbody> </table>	各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ」の各種試験	①水車油圧低下等急停止試験	c. 水車油圧低下等急停止試験	②負荷遮断試験（調速機試験）	d. 負荷遮断試験（調速機試験）	③負荷試験（出力試験）	e. 負荷試験（出力試験）	④揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験	f. 揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験	⑤揚水用ポンプ入力遮断試験	g. 揚水用ポンプ入力遮断試験	⑥揚水負荷試験（入力試験）	h. 揚水負荷試験（入力試験）	<p>する。</p> <p>(13)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p>
各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9)水車及び揚水用ポンプ」の各種試験														
①水車油圧低下等急停止試験	c. 水車油圧低下等急停止試験														
②負荷遮断試験（調速機試験）	d. 負荷遮断試験（調速機試験）														
③負荷試験（出力試験）	e. 負荷試験（出力試験）														
④揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験	f. 揚水用ポンプ油圧低下非常停止試験														
⑤揚水用ポンプ入力遮断試験	g. 揚水用ポンプ入力遮断試験														
⑥揚水負荷試験（入力試験）	h. 揚水負荷試験（入力試験）														
<p>2. 火力発電所  A. 機械関係 (略)  B. 電気関係  (1) 外観検査  (a) 検査方法  検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。  なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。  (b) 判定基準  ① <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第19条第10項）</u>  ② <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条）</u>  ③ (略)  ④ <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第23条）</u>  ⑤ (略)  ⑥ <u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第34条、第35条）</u>  ⑦ <u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第36条）</u>  ⑧ <u>火力発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第37条）</u>  ⑨ <u>火力発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第38条）</u></p>	<p>2. 火力発電所  A. 機械関係 (略)  B. 電気関係  (1) 外観検査  (a) 検査方法  検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。  なお、判定基準の①、②、③、⑨、⑫、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。  (b) 判定基準  ① <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条）</u>  ② <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第23条）</u>  ③ (略)  ④ <u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第34条、第35条）</u>  ⑤ (略)  ⑥ <u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第36条）</u>  ⑦ <u>火力発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第37条）</u>  ⑧ <u>火力発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第38条）</u>  ⑨ <u>火力発電所の周囲の柵、塀等の高さ、柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第38条）</u></p>														

制定	現行（参考）
<p>⑩ <u>火力発電所の周囲の柵、塀等の高さ</u>と柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第 38 条）</p> <p>⑪ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。</u>（電技解釈第 40 条）</p> <p>⑫ <u>発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。</u>（電技解釈第 41 条、第 42 条、第 43 条）</p> <p>⑬ （略）</p> <p>(2)～(9) （略）</p> <p>(10) 負荷遮断（調速機）試験  <u>負荷遮断（調速機）試験の検査方法及び判定基準については、「I. 使用前自主検査の方法 2. 火力発電所 A. 機械関係 (5)負荷遮断（調速機）試験」の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。</u></p> <p>(11) 負荷試験（出力試験）  (a) 検査方法  <u>「I. 使用前自主検査の方法 2. 火力発電所 A. 機械関係 (6)負荷試験」の規定に準ずる。</u>  ただし、電技解釈第 20 条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。  (b) 判定基準  <u>「I. 使用前自主検査の方法 2. 火力発電所 A. 機械関係 (6)負荷試験」の規定に準ずる。</u></p> <p>(12)・(13) （略）</p>	<p>⑩ <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。</u>（電技第 19 条第 8 項）</p> <p>⑪ <u>発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。</u>（電技解釈第 41 条、第 42 条、第 43 条）</p> <p>⑫ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。</u>（電技解釈第 40 条）</p> <p>⑬ （略）</p> <p>(2)～(9) （略）</p> <p>(10) 負荷遮断（調速機）試験  (a) 検査方法  <u>「A. 機械関係 (5)負荷遮断（調速機）試験」と同様とする。</u>  (b) 判定基準  <u>「A. 機械関係 (5)負荷遮断（調速機）試験」と同様とする。</u></p> <p>(11) 負荷試験（出力試験）  (a) 検査方法  <u>「A. 機械関係 (6)負荷試験」と同様とする。</u>  ただし、電技解釈第 20 条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。  (b) 判定基準  <u>「A. 機械関係 (6)負荷試験」と同様とする。</u></p> <p>(12)・(13) （略）</p>
<p>3. 燃料電池発電所  A. 機械関係  (1)～(2) （略）  (3) 耐圧・気密試験  (a) 検査方法  燃料電池の耐圧部分のうち、耐圧部分のうち最高使用圧力が 0.1MPa 以上となる部分及び燃料ガス又は液体燃料を通ずる耐圧部分で最高使用圧力が 0.1MPa 以上となる部分の耐圧試験及び気密試験にあつては、技術基準に適合するものであることを確認する。  なお、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては記録により確認できるものとする。</p> <p>(b) 判定基準 （略）</p> <p>(4)～(8) （略）</p> <p>B. 電気関係  (1) 外観検査  (a) 検査方法  検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p>	<p>3. 燃料電池発電所  A. 機械関係  (1)～(2) （略）  (3) 耐圧・気密試験  (a) 検査方法  燃料電池の耐圧部分のうち、耐圧部分のうち最高使用圧力が 0.1MPa 以上となる部分及び燃料ガス又は液体燃料を通ずる耐圧部分で最高使用圧力が 0.1MPa 以上となる部分について、</p> <p>① <u>最高使用圧力の 1.5 倍の水圧又は気圧を連続して 10 分間加えて試験を行い、これに耐え、かつ漏えいがないことを確認する。</u>  <u>なお、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては記録により確認できるものとする。</u></p> <p>② <u>最高使用圧力の 1.1 倍の気圧で気密試験を行い、漏えいがないことを確認する。</u>  <u>なお、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては記録により確認できるものとする。</u></p> <p>(b) 判定基準 （略）</p> <p>(4)～(8) （略）</p> <p>B. 電気関係  (1) 外観検査  (a) 検査方法  検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p>

制定	現行（参考）
<p>なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第 19 条第 10 項）</p> <p>② 必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第 23 条）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第 34 条、第 35 条）</p> <p>⑦ 高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第 36 条）</p> <p>⑧ 燃料電池発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第 37 条）</p> <p>⑨ 燃料電池発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第 38 条）</p> <p>⑩ 燃料電池発電所の周囲の柵、塀等の高さとし柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第 38 条）</p> <p>⑪ ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第 40 条）</p> <p>⑫ 燃料電池、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第 43 条、第 45 条）</p> <p>⑬ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>(11) 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (7)負荷試験」の規定に準ずる。</p> <p>ただし、電技解釈第 20 条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (7)負荷試験」の規定に準ずる。</p> <p>(12)・(13) （略）</p>	<p>なお、判定基準の①、②、③、⑨、⑫、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① 必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条）</p> <p>② アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第 23 条）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第 34 条、第 35 条）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第 36 条）</p> <p>⑦ 燃料電池発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第 37 条）</p> <p>⑧ 燃料電池発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第 38 条）</p> <p>⑨ 燃料電池発電所の周囲の柵、塀等の高さとし柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第 38 条）</p> <p>⑩ 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第 19 条第 8 項）</p> <p>⑪ 燃料電池、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第 43 条、第 45 条）</p> <p>⑫ ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第 40 条）</p> <p>⑬ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>(11) 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>「A. 機械関係 (7)負荷試験」と同様とする。</p> <p>ただし、電技解釈第 20 条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>「A. 機械関係 (7)負荷試験」と同様とする。</p> <p>(12)・(13) （略）</p>
<p>4. 太陽電池発電所</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第 19 条第 10 項）</p> <p>② 必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24</p>	<p>4. 太陽電池発電所</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の①、②、③、⑨、⑫、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① 必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条）</p> <p>② アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第 23 条）</p>

制定	現行（参考）
<p>条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第 23 条)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第 34 条、第 35 条)</p> <p>⑦ 高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第 36 条)</p> <p>⑧ 太陽電池発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第 37 条)</p> <p>⑨ 太陽電池発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第 38 条)</p> <p>⑩ 太陽電池発電所の周囲の柵、塀等の高さとし柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第 38 条)</p> <p>⑪ ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第 40 条)</p> <p>⑫ 発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第 42 条、第 43 条)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p>	<p>③ (略)</p> <p>④ 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第 34 条、第 35 条)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第 36 条)</p> <p>⑦ 発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第 37 条)</p> <p>⑧ 発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第 38 条)</p> <p>⑨ 発電所の周囲の柵、塀等の高さとし柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第 38 条)</p> <p>⑩ 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第 19 条第 8 項)</p> <p>⑪ 発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第 42 条、第 43 条)</p> <p>⑫ ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第 40 条)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p>
<p>5. 風力発電所</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第 19 条第 10 項)</p> <p>② 必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第 23 条)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第 34 条、第 35 条)</p> <p>⑦ 高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第 36 条)</p> <p>⑧ 風力発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第 37 条)</p> <p>⑨ 風力発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第 38 条)</p> <p>⑩ 風力発電所の周囲の柵、塀等の高さとし柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上で</p>	<p>5. 風力発電所</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の①、②、③、⑨、⑫、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① 必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条)</p> <p>② アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第 23 条)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第 34 条、第 35 条)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第 36 条)</p> <p>⑦ 発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第 37 条)</p> <p>⑧ 発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第 38 条)</p> <p>⑨ 発電所の周囲の柵、塀等の高さとし柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第 38 条)</p> <p>⑩ 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第 19 条第 8</p>

制定	現行（参考）
<p>あること。(電技解釈第 38 条)</p> <p>⑪ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第 40 条)</u></p> <p>⑫ <u>発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第 42 条、第 43 条)</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p>	<p>項)</p> <p>⑪ <u>発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第 42 条、第 43 条)</u></p> <p>⑫ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第 40 条)</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p>
<p>6. 変電所</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。(略)</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第 19 条第 10 項)</u></p> <p>② <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第 23 条)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第 34 条、第 35 条)</u></p> <p>⑦ <u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第 36 条)</u></p> <p>⑧ <u>変電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第 37 条)</u></p> <p>⑨ <u>変電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第 38 条)</u></p> <p>⑩ <u>変電所の周囲の柵、塀等の高さ、柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第 38 条)</u></p> <p>⑪ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第 40 条)</u></p> <p>⑫ <u>特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第 43 条)</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p>	<p>6. 変電所</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の①、②、③、⑨、⑫、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p> <p>(b) 判定基準</p> <p>① <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条)</u></p> <p>② <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第 23 条)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第 34 条、第 35 条)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第 36 条)</u></p> <p>⑦ <u>変電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第 37 条)</u></p> <p>⑧ <u>変電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第 38 条)</u></p> <p>⑨ <u>変電所の周囲の柵、塀等の高さ、柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第 38 条)</u></p> <p>⑩ <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。(電技第 19 条第 8 項)</u></p> <p>⑪ <u>特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第 43 条)</u></p> <p>⑫ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第 40 条)</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p>
<p>8. 需要設備</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の②、③、④、⑩、⑪、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p>	<p>8. 需要設備</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</p> <p>なお、判定基準の①、②、③、⑨、⑫、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</p>

制定	現行（参考）
<p>(b) 判定基準</p> <p>① <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第 19 条第 10 項）</u></p> <p>② <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条）</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第 23 条）</u></p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第 34 条、第 35 条）</u></p> <p>⑦ <u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第 36 条）</u></p> <p>⑧ <u>高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第 37 条）</u></p> <p>⑨ <u>変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所（以下「変電所等に準ずる場所」という。）の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第 38 条）</u></p> <p>⑩ <u>変電所等に準ずる場所の周囲の柵、塀等の高さ柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第 38 条）</u></p> <p>⑪ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第 40 条）</u></p> <p>⑫ <u>特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第 43 条）</u></p> <p>⑬ （略）</p> <p>(2)～(9) （略）</p>	<p>(b) 判定基準</p> <p>① <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条）</u></p> <p>② <u>アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第 23 条）</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第 34 条、第 35 条）</u></p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第 36 条）</u></p> <p>⑦ <u>高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第 37 条）</u></p> <p>⑧ <u>変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所（以下「変電所等に準ずる場所」という）の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第 38 条）</u></p> <p>⑨ <u>変電所等に準ずる場所の周囲の柵、塀等の高さ柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第 38 条）</u></p> <p>⑩ <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第 19 条第 8 項）</u></p> <p>⑪ <u>特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第 43 条）</u></p> <p>⑫ <u>ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第 40 条）</u></p> <p>⑬ （略）</p> <p>(2)～(9) （略）</p>
<p><u>II-1. 使用前自己確認の方法</u></p> <p><u>1. 水力発電所</u></p> <p><u>A. 土木関係</u></p> <p><u>予備動力設備の作動試験の確認方法及び判定基準については、「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-2 湛水検査 (3) 現地確認検査 b-4 予備動力設備の作動試験」の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。</u></p> <p><u>B. 電気関係</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(a) 確認方法</u></p> <p><u>確認対象となる電気工作物の設置状況について、図面等に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。</u></p> <p><u>なお、判定基準の②、③、④、⑧、⑩を確認する場合は書類等によって確認することもできる。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u></p> <p>① <u>中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第 19 条第 10 項）</u></p> <p>② <u>必要な箇所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条～第 29 条、第 37 条）</u></p> <p>③ <u>高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。（電技解釈第 21 条、第 22 条）</u></p>	<p>(新設)</p>

制定

現行（参考）

- ④ アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。(電技解釈第 23 条)
- ⑤ 高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第 34 条)
- ⑥ 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第 34 条、第 35 条)
- ⑦ 高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第 36 条)
- ⑧ ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。(電技解釈第 40 条)
- ⑨ 発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第 42 条、第 43 条)
- ⑩ 検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項どおりに施設されていること。

(2)その他の各種試験

次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 B. 電気関係」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。

各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 B. 電気関係」の各種試験
①接地抵抗測定	(2)接地抵抗測定
②絶縁抵抗測定	(3)絶縁抵抗測定
③絶縁耐力試験	(4)絶縁耐力試験
④保護装置試験	(5)保護装置試験
⑤遮断器関係試験	(6)遮断器関係試験
⑥警報表示試験	(7)警報表示試験
⑦負荷遮断試験（調速機試験）	(11)②負荷遮断試験（調速機試験）
⑧負荷試験（出力試験）	(11)③負荷試験（出力試験）

2. 燃料電池発電所

A. 機械関係

(1) 一般事項

(a) 確認方法

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (1)一般事項」の規定に準ずる。この場合において、「届出された工事計画」とあるのは「図面等」と読み替えるものとする。なお、改質装置を備える場合には、当該装置が大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設ではないことを確認すること。

(b) 判定基準

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (1)一般事項」の規定に準ずる。この場合において、「工事計画書」とあるのは「図面等」と読み替えるものとする。

(2) 安全弁試験

(a) 確認方法

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (2)安全弁試験」の規定に準ずる。ただし、ラプチャーディスクのような安全弁相当の機器を取り付ける場合は、機器メーカーが発行する検査成績書等の記録又は書類の提出により対応可能とする。

(b) 判定基準

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (2)安全弁試験」の規定に準ずる。この場

(新設)

制定

現行 (参考)

合において、「工事計画書」とあるのは「図面等」と読み替えるものとする。

(3) 負荷試験

(a) 確認方法

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (7)負荷試験」の規定に準ずる。

(b) 判定基準

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (7)負荷試験」の規定に準ずる。この場合において、「工事計画書」とあるのは「図面等」と読み替えるものとする。

(4) その他の各種試験

次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。

各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係」の各種試験
①耐圧・気密試験	(3)耐圧・気密試験
②非常停止装置及び保護装置の動作機能確認試験	(4)非常停止装置及びインターロック試験
③負荷遮断試験	(5)負荷遮断試験
④燃料ガス置換試験	(6)燃料ガス置換試験
⑤その他	(8)その他

B. 電気関係

(1) 外観検査

(a) 確認方法

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 B. 電気関係 (1)外観検査」の規定に準ずる。

(b) 判定基準

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 B. 電気関係 (1)外観検査」の規定に準ずる。この場合において、「工事計画書」とあるのは「図面等」と読み替えるものとする。

(2) 負荷遮断試験

(a) 確認方法

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 B. 電気関係 (9)負荷遮断試験」の規定に準ずる。ただし、負荷遮断した際に所内負荷単独運転又は高温待機状態にならないプラントにあつては、総合インターロック試験と併せて実施することができる。

(b) 判定基準

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 B. 電気関係 (9)負荷遮断試験」の規定に準ずる。

(3) その他の各種試験

次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 B. 電気関係」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。

各種試験の種類	準用する「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 B. 電気関係」の各種試験
①接地抵抗測定	(2)接地抵抗測定

制定		現行（参考）
<u>②絶縁抵抗測定</u>	<u>(3)絶縁抵抗測定</u>	
<u>③絶縁耐力試験</u>	<u>(4)絶縁耐力試験</u>	
<u>④保護装置試験</u>	<u>(5)保護装置試験</u>	
<u>⑤遮断器関係試験</u>	<u>(6)遮断器関係試験</u>	
<u>⑥総合インターロック試験</u>	<u>(7)総合インターロック試験</u>	
<u>⑦制御電源喪失試験</u>	<u>(8)制御電源喪失試験</u>	
<u>⑧遠隔監視制御試験</u>	<u>(10)遠隔監視制御試験</u>	
<u>⑨負荷試験（出力試験）</u>	<u>(11)負荷試験（出力試験）</u>	
<p>II-2. 使用前自己確認結果の届出の際の添付書類の様式例</p> <p>規則第78条第1項で規定する使用前自己確認結果届出書において、II-1で規定する各種試験について、要求どおりに自ら確認した記録が必要であることから、同項第4号で規定する使用前自己確認の結果を届け出る際に、様式第53の添付書類として用いる様式の例を別添資料に示す。</p>		
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成28年6月17日から施行する。</p> <p>2 「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」（平成24年11月30日付け20121122 商局第3号）は廃止する。</p>		(新設)

改 正					現 行				
3. 関係法令等					3. 関係法令等				
表 1 安全管理審査に適用する関係法令等					表 1 安全管理審査に適用する関係法令等				
	法令等名	文書番号	公布年月日	文書種別		法令等名	文書番号	公布年月日	文書種別
1	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)	(略)	4	(略)	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)	(略)	5	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)	(略)	6	(略)	(略)	(略)	(略)
7	(略)	(略)	(略)	(略)	7	(略)	(略)	(略)	(略)
8	(略)	(略)	(略)	(略)	8	(略)	(略)	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(略)	(略)	9	(略)	(略)	(略)	(略)
10	(略)	—	(略)	(略)	10	(略)	—	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)	(略)	11	(略)	(略)	(略)	(略)
12	(略)	(略)	(略)	(略)	12	(略)	(略)	(略)	(略)
13	発電用風力設備の技術基準の解釈について	<u>20140328商局第1号</u>	<u>平成 26 年 4 月 1 日</u>	(略)	13	発電用風力設備の技術基準の解釈について	<u>平成16・03・23原院第6号</u>	<u>平成 16 年 3 月 31 日</u>	(略)
14	<u>使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈</u>	<u>20160531商局第1号</u>	<u>平成 28 年 6 月 17 日</u>	(略)	14	<u>電気事業法施行規則第 7 3 条の 4 に定める使用前自主検査の方法の解釈</u>	<u>平成23・06・23原院第1号</u>	<u>平成 23 年 9 月 1 日</u>	(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	15	(略)	(略)	(略)	(略)
16	(略)	(略)	(略)	(略)	16	(略)	(略)	(略)	(略)
17	発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式の一部改正について	<u>20140526 商局第 1 号</u>	<u>平成 26 年 5 月 30 日</u>	(略)	17	発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式の一部改正について	<u>平成 19・06・06 原院第 2 号</u>	<u>平成 19 年 7 月 10 日</u>	(略)
18	(略)	(略)	(略)	(略)	18	(略)	(略)	(略)	(略)

制定	現行（参考）
<p style="text-align: right;">制定 20160531商局第1号 平成28年6月17日</p> <p style="text-align: center;">移動用電気工作物の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p> <p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）における移動用電気工作物に係る運用、解釈等は以下のとおりとする。</p>	<p style="text-align: right;">平成17・05・20原院第1号 平成17年6月1日</p> <p style="text-align: center;">移動用電気工作物の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">経済産業省原子力安全・保安院長 松永 和夫</p> <p>移動用電気工作物に対する電気事業法（以下「法」という。）の運用、解釈等については、下記に留意のうえ処理されたい。 なお、平成8年7月15日付け移動用電気工作物の取扱いについて（8資公部第161号）は廃止する。</p>
<p>1. 定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体（以下「発電設備」という。）であって、貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第1条に掲げるものを除く。）又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。ただし、非自航船用電気設備を除く。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2. 移動用電気工作物の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 移動用電気工作物に係る法第42条の規定に基づく保安規程の届出並びに法第43条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 法第42条の規定に基づく保安規程の届出 法第42条の規定に基づく保安規程の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、当該移動用電気工作物の工事、維持及び運用（修理、改造、保管、点検、整備、使用、据付等）の方法並びに移動する区域について保安規程を作成し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。なお、当該保安規程で定める移動する区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業大臣に届出を行うものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請、法第48条の規定に基づく工事計画の届出、法第51条の規定に基づく使用前安全管理審査の申請及び法第51条の2の規定に基づく使用前自己確認結果の届出の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第48条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、法第51条の使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、工事計画の認可の申請及び届出に添付する発電所の位置には、移動する区域を記載すること。</p>	<p>1. 定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体（以下「発電設備」という。）であって、貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令第1条に掲げるものを除く。）又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。ただし、非自航船用電気設備を除く。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2. 移動用電気工作物の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 移動用電気工作物に係る法第42条の規定に基づく保安規程の届出並びに法第43条及び電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 法第42条の規定に基づく保安規程の届出 法第42条の規定に基づく保安規程の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、当該移動用電気工作物の工事、維持及び運用（移動の区域、修理、改造、保管、点検、整備、使用、据付等）について保安規程を作成し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、当該保安規程で定める移動の区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業大臣に届出を行うものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請、法第48条の規定に基づく工事計画の届出及び法第50条の2の規定に基づく使用前安全管理審査の申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第48条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、法第50条の2の使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、工事計画の認可の申請及び届出に添付する発電所の位置には、移動する区域を記載すること。</p>

- ② 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第48条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとするときに提出し、既に工事計画の認可を受けた又は届出を行った当該移動用電気工作物を移動して使用する場合（他者から借り受けた移動用電気工作物を設置する場合を除く。）は、再度の工事計画の認可の申請又は届出を要しないものとする（ただし、その移動の位置が工事計画の認可の申請又は届出の際に添付した発電所の位置に記載する移動する区域内である場合に限る。）。
- ③ 移動用電気工作物に係る法第51条の規定に基づく使用前安全管理審査の申請は、当該電気工作物の設備の規模に応じて、法第51条第3項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。
- ④ （略）
- ⑤ 移動用電気工作物に係る法第51条の2の規定に基づく使用前自己確認結果の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、法第51条の2の使用前自己確認を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、使用前自己確認結果の届出に添付する発電所の位置には、移動する区域を記載すること。
- ⑥ 移動用電気工作物に係る法第51条の2の規定に基づく使用前自己確認結果の届出は、移動用電気工作物の使用の開始前にその結果を提出し、既に使用前自己確認結果の届出を行った当該移動用電気工作物を移動して使用する場合（他者から借り受けた移動用電気工作物を設置する場合を除く。）は、再度の使用前自己確認結果の届出は要しないものとする（ただし、その移動の位置が、使用前自己確認結果の届出の際に添付した発電所の移動する区域内である場合に限る。）。

(4)・(5) (略)

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月17日から施行する。
- 2 「移動用電気工作物の取扱いについて」（平成17年6月1日付け平成17・05・20原院第1号）は廃止する。

- ② 法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第48条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとするときに提出し、既に工事計画の認可を受けた又は届出を行った当該移動用電気工作物を移動して使用する場合（他者から借り受けた移動用電気工作物を設置する場合であって、他者に返還し再度借り受けた場合を除く。）は、再度工事計画の認可の申請又は届出を要しないものとする。ただし、その移動の位置が工事計画の認可の申請又は届出の際に添付した発電所の位置に記載する移動する区域内である場合に限る。
- ③ 移動用電気工作物に係る法第50条の2の規定に基づく使用前安全管理審査の申請は、当該電気工作物の設備の規模に応じて、法第50条の2第3項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。

④ （略）

(新設)

(新設)

(4)・(5) (略)

(新設)